

「人権三法」と新たな人権課題(「インターネット」「コロナウイルス感染症」)についての府民意識

大阪市立大学 教授

阿久澤 麻理子

2016年度には、差別解消を目的とする3つの法律が施行された。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(4月施行、以下「障害者差別解消法」と記す)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(6月施行、以下「ヘイトスピーチ解消法」)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(12月施行、以下「部落差別解消推進法」)である。本章では主として、これら「人権三法」に関わる領域、すなわち、障害者、外国人、部落差別(同和問題)に関わる府民意識を中心に分析する。

また、上記に加えて2つの新しい課題——「インターネット」「コロナウイルス感染症」と人権——に関わる設問も本章で触れる。「部落差別解消推進法」第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と記された通り、今日、差別言説や誹謗中傷、差別を扇動・助長・誘発する情報は、インターネットを介して拡散されるようになり、「人権三法」の領域にも大きな影響を与えている。さらに、本調査の実施年(2020)には、コロナウイルスの感染拡大によって、特定の国・地域の出身者、感染者や感染リスクが高いと見なされた人びとへの偏見・差別が深刻化したが、これまでの人権教育・啓発は、こうした新しい課題にも人権の視点から向き合っていかなければならない。

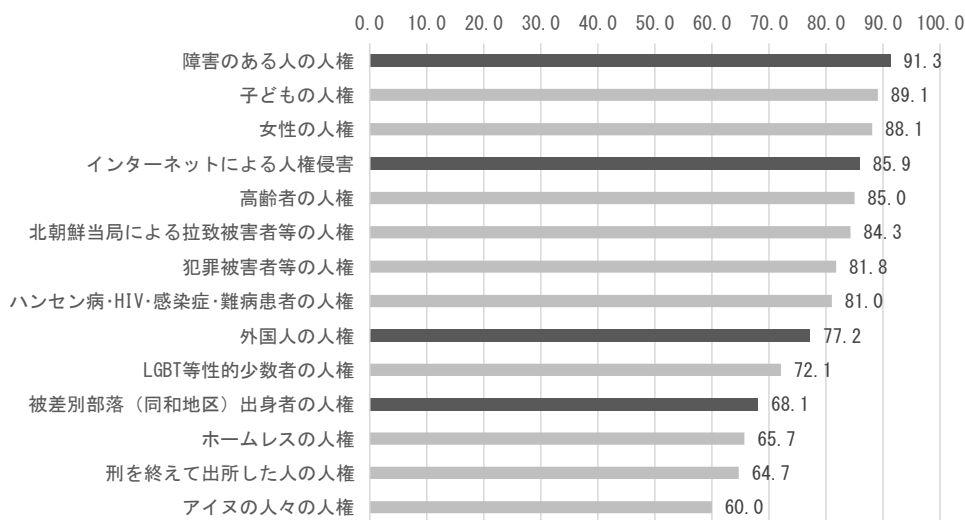
そこで本章では、人権三法と新たな人権課題に関わる設問について、質問ごとに解説を行い、最後に「まとめ」を示すこととした。

1. 「人権三法」に関わる領域への関心と法の認知

(1) 「人権三法」に関わる領域への関心：問2

問2では、14の人権課題をあげ、「関心がある」「少し関心がある」「関心がない」から1つを選ぶよう求めている。「関心がある」「少し関心がある」を合算し、“ともかくも関心がある”者の割合が多かった順に上から並べたのが図Q2-1である。三法に関わる領域（障害のある人の人権、外国人の人権、被差別部落（同和地区）出身者の人権）と共に、インターネットによる人権侵害に対する関心を目立つように表示している。

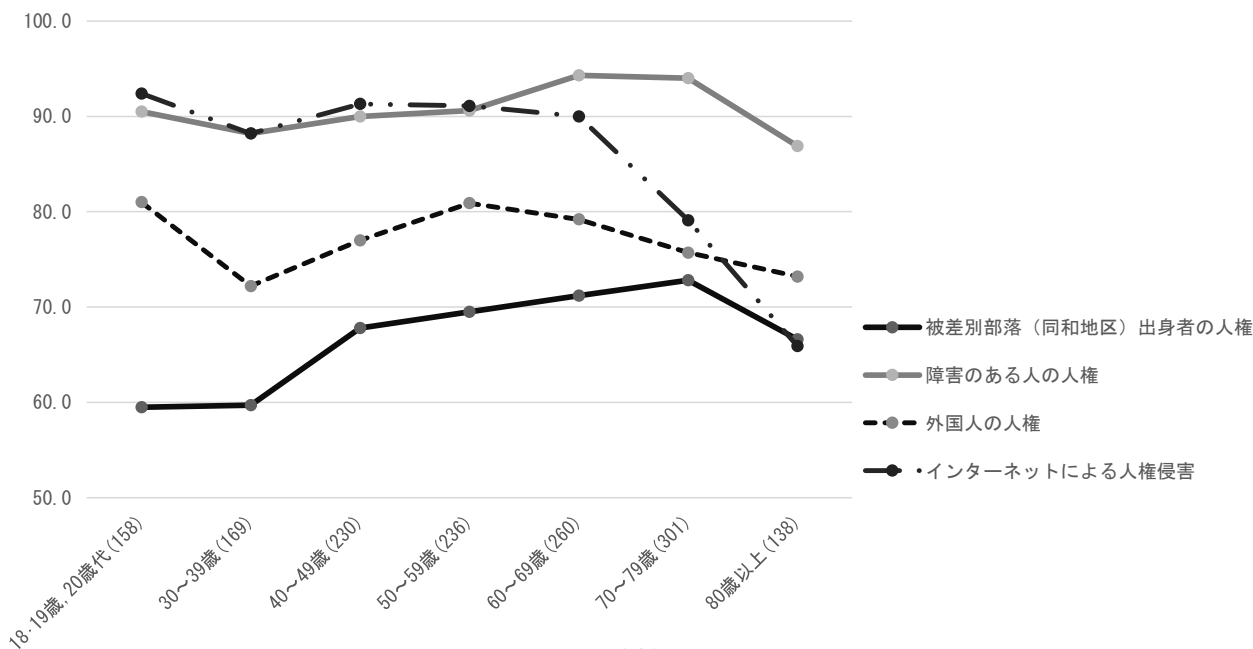
図Q2-1 関心のある人権問題（「関心がある」+「少し関心がある」）n=1531



「人権三法」に関わる課題では、関心の高さは「障害のある人の人権」が最も高く（91.3%）、「外国人の人権」（77.2%）、「被差別部落（同和地区）出身者の人権」（68.1%）の順である。なお、新しい課題としての「インターネットによる人権侵害」への関心は85.9%あり、全体の中では相対的に関心の高い課題である。

なお、これらの課題に対する関心は、年代別での傾向の違いが目立つ（図Q2-2）。「被差別部落（同和地区）出身者の人権」への関心は、若い年代層（10～30歳代）で低く、それ以上の年齢層で高くなる。一方、「インターネットによる人権侵害」では対照的に、若い年代層（～60歳代まで）が高く、70歳代より上で低い。

図Q2-2 人権課題への関心（年代別）



また、(報告書のクロス集計表を参照すると)「被差別部落(同和地区)出身者の人権」「外国人の人権」は、啓発との接触度が高い者の関心が高くなり、学校で人権を「学んだ経験はない」や「はっきりと覚えていない」者の関心が低い。

(2)「人権三法」の認知：問3

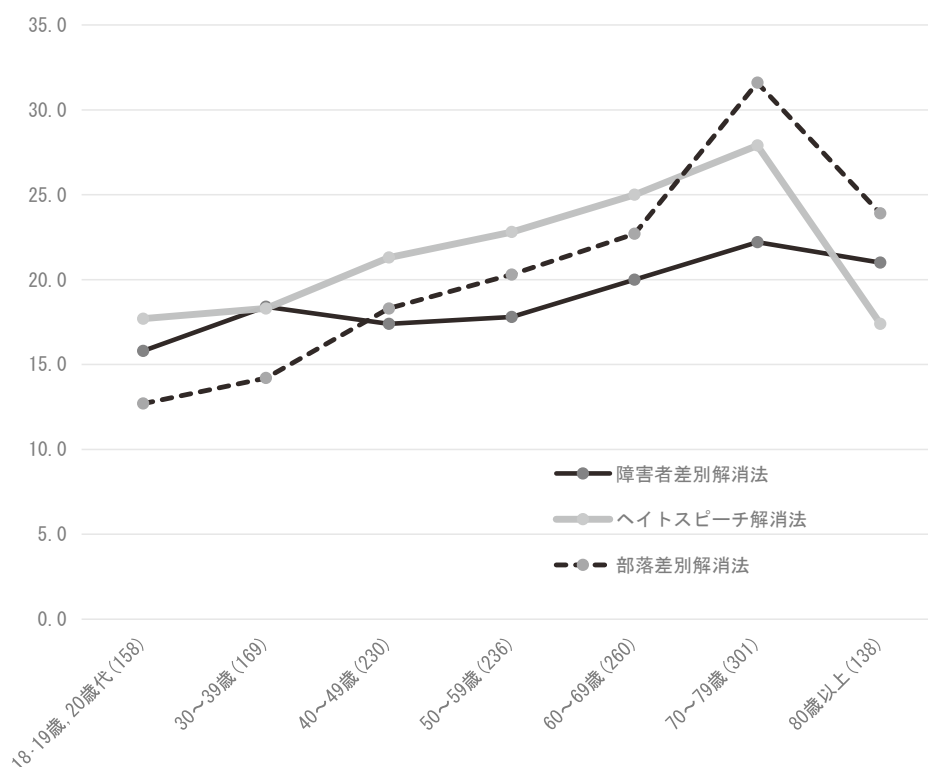
問3では、三法のそれぞれについて、「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」「名称は知っている」「知らない」から1つ選ぶよう求めた。

「内容をよく知っている」「内容を少し知っている」「名称は知っている」までを合算し、各法の“認知度”とすると、「ヘイトスピーチ解消法」(58.1%)、「部落差別解消法」(51.0%)、「障害者差別解消法」(44.5%)の順となる。問2では「障害者の人権」に対する関心が、14項目の中で最も高かったにも関わらず、「障害者差別解消法」の認知度は最も低く、関心の高さは必ずしも法の認知度とは一致しないことがわかる。同法は日本が国連の障害者権利条約を批准するにあたって、国内法を条約の求める水準とするために2013年に成立したもので、公布から施行までに十分な周知期間を設けていたにも関わらず、認知度が相対的に低い。

なお、法の内容を「よく知っている」または「少し知っている」と答えた者の割合だけを合算すると、単なる認知度ではなく、“少なくとも内容の一部を知っている”者の割合がわかるが、その数値は「ヘイトスピーチ解消法」(22.8%)「部落差別解消法」(21.7%)、「障害者差別解消法」(19.5%)とで大きな差はみられなかった。どの法も、内容まで踏み込んで少しでも知っている者は、2割前後にとどまる。法の周知は、今後の課題である。

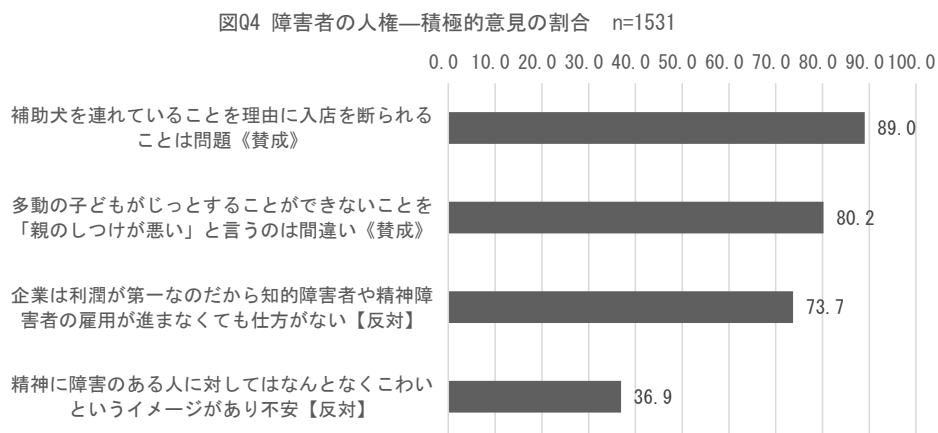
また、法の認知度は、年代別での差が大きい(図Q3)。特に「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消法」では、若い年代層の認知度が低く、70歳代まで、年代が上がるにつれ認知度が高くなる傾向がある。

図Q3 人権3法の認知(年代別)



2. 障害者の人権

問4では、障害者の人権について、4つの意見を示し、自分に考えに近いものを「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つ選ぶよう求めた。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて“賛成”、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせて“反対”としてまとめ、その結果を、“障害者の権利について積極的視座にたつ”回答の多かった順に並べ替えたものが図Q4である。



「補助犬を連れていくことを理由に、入店を断られることは問題である」への“賛成”（そう思う＋どちらかといえばそう思う）が約9割、「多動の子どもが、じっとすることができないことを『親のしつけが悪い』と言うのは間違っている」への“賛成”が約8割、「企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくても仕方がない」への“反対”（あまりそう思わない＋そう思わない）が約7割ある一方、「精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」への“反対”は3割台にとどまり、かなり低い。

精神障害者の人権は、今後の重要な啓発課題といえよう。

3. 外国人の人権とヘイトスピーチ

(1) ヘイトスピーチの認知：問5

ヘイトスピーチの認知度について聞いたところ（問5）、全体の7割弱にあたる66.9%（1,025人）が「知っている」と回答した。属性別では、「男性」、「40～60歳代」、啓発接触度の高い者、「短大・大学・専門学校で学んだ」者の認知度が相対的に高い。¹

(2) ヘイトスピーチをどこで見聞きしたか（複数回答）：問6

次に、ヘイトスピーチを「知っている」と答えた1,025人に、どこでヘイトスピーチを見聞きしたかを複数回答によって聞いたところ、「直接見たり聞いたりしたことがある」は15.2%にとどまった。地域別にみてもあまり差はない。

むしろ大多数は、メディア等を通じて、「間接的に」知るようになっており、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある」（90.4%）が断然多く、次が「デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある」（35.5%）、「啓発ポスターや啓発冊子等での行為があることを見たことがある」（18.5%）などとなった。但し、マスメディアの報道や啓発ポスター・冊子等は、ヘイトスピーチの問題を伝えることができる媒体であるのに対し、ネット上の動画等は必ずしもそうとはいえない。ほぼ3人に1人が「インターネット」をあげているが、どのような内容に接したのか、気がかりである。

(3) ヘイトスピーチに対する考え：問7

同じく、ヘイトスピーチを「知っている」1,025人に、それを見聞きしてどう思ったかを聞いたところ（複数回答）、「特定の人びとを排除するのは、許せないと思った」（53.6%）に続き、「日本に対する印象が悪くなると思った」（30.0%）が多く、ヘイトスピーチに反対する意見がまとまっていた。

しかし、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」（23.2%）、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」（19.9%）のように、ヘイトスピーチをする側を支持したり、被害者にも責任があるという回答も、それぞれ2割前後となった。また、『表現の自由』の範囲内のものだと思った」も1割程度ある。

属性別にみると、「許せない」という回答は、60歳代以上や、啓発接触度「中群」「高群」、人権問題を「短大・大学・専門学校で学んだ」者に多い。一方、ヘイトスピーチをする側を支持したり、被害者にも責任があるという回答は、「男性」にやや多い。

また、10・20歳代の若い年代に、『表現の自由』の範囲内」とか、「自分には関係ないと思った」が、2割弱ずつあり、やや多い。

¹ なお、学校における人権問題の学習経験別にデータを見る際、「短大・大学・専門学校で学んだ」者に積極的的回答が多いからといって、高等教育機関での学習が格段に有効である、と解釈するのは妥当ではない。学習経験をきいた[問21]は、複数回答方式の設問なので、初等・中等教育で学習した者が、高等教育機関での学習経験を持つことになる。学習の積み重ねが、結果として積極的回答の割合の高さとなったとみるべきであろう。

ちなみに、問3-2「ヘイトスピーチ解消法の認知」の別に集計したものが下記の表である。ヘイトスピーチが「許せない」という回答の割合は、法の内容について知っているほど高い。

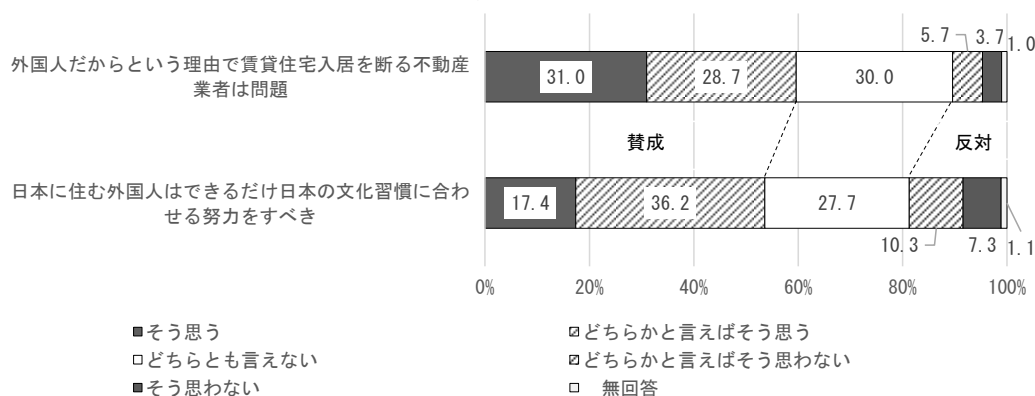
Q3.2 (ヘイトスピーチ解消法の認知) × Q7 (ヘイトスピーチの存在を見聞きしたときの感想)

		た許 せない と思 つ	思象日 つが本 た悪に く対 する と印	た題さ がれイ あるト るとス とビー 思もー つ間チ	い自 と分 思つ た関 係な	た一す 理るイ あ側 るとの 思主 つ張 つもチ	思困表 つ内現 たのの も自 の由 だの と範	そ 他	特 に ない	回 答 なし
内容をよく知っている	n=42	71.4%	40.5%	16.7%	0.0%	16.7%	9.5%	7.1%	4.8%	0.0%
内容を少し知っている	n=280	64.6%	32.9%	19.6%	8.9%	23.9%	8.6%	7.5%	2.9%	0.4%
名称は知っている	n=441	49.7%	30.8%	18.1%	7.5%	23.1%	11.6%	4.8%	8.6%	1.6%
知らない	n=255	44.7%	23.1%	24.3%	12.5%	23.9%	12.5%	4.7%	12.2%	0.8%
回答なし	n=7	71.4%	42.9%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
総数 (1531)	n=1025	53.6	30.0	19.9	8.8	23.2	10.9	5.6	7.7	1.0

4. 外国人の人権：問14-7, 8

問14には、外国人の人権についての意識を問う2つの設問がある。

図Q14.7, Q14.8 外国人の人権



まず、「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である」という意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらとも言えない」「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めたところ、全体の約6割（59.7%）が“賛成”（そう思う＋どちらかと言えばそう思う）し、“反対”（どちらかと言えばそう思わない＋そう思わない）は、1割に満たなかった。但し「どちらとも言えない」もちょうど3割ある。人種や国籍を理由とした賃貸借契約の拒否については、これまで裁判がいくつも提起され、その判決を通じて、不合理な差別にあたることが示されてきたが、理解が十分に浸透したとは言えないようである。なお、“賛成”は、啓発との接触度が高い者や、学校（小学校～大学等）で人権問題について学習した経験がある者に高くなっていった。

次に、「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」に対しては、賛成が約半数（53.6%）、反対が2割弱（17.6%）、「どちらとも言えない」が3割弱（27.7%）となった。この1問のみをもって、直ちに文化的多様性に対する許容度（の低さ）を即断することはできないが、“賛成”は男性（62.4%）や、80歳以上の年代層（69.6%）、学校での人権学習の経験を「はっきり覚えていない」者（61.3%）、また啓発との接触度が低くなるほど多くなっている。

5. 部落差別（同和問題）

（1）被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけ：問8
問8では、「被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけ」をたずね、13の選択肢から1つを選ぶよう求めている。

ところで、同様の設問は、内閣府「人権擁護に関する世論調査」（2017年実施）²、法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査」（2019に実施）³にもある。但し、後者の調査では複数回答によって回答を求めているため、数値の比較が難しい。そこで、択一式で回答を求めている内閣府調査と京都府調査のデータを比較して表Q8に示した⁴。

京都府の場合、「学校の授業で教わった」が約3割で最も多く、「家族から聞いた」が2割強で、これに続く。「知っているがきっかけは覚えていない」も1割ある。

全国を対象とした内閣府調査の場合も、「学校の授業で教わった」「家族から聞いた」が、それぞれ2割前後となり最も多く選択されているが、「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」とか、「被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について、知らない」が、京都府調査よりも10ポイント以上多くなっていることは注意をひく。これに対して、京都府では「学校の授業で教わった」が、内閣府調査よりやや多い。

表Q8 被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけ（京都府調査・内閣府調査の比較）

		家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	本等で知った	テレビ・ラジオ・新聞・	インターネットで知った	研究会で知った	同和問題に関する集会や	区町村の広報紙や冊子等	京都府（都道府県）や市	知っていないがきっかけは	その他	にや被差別部落（同和地区）	回答なし
京都府（2020）	n=1531	23.9	0.7	2.0	2.7	3.3	31.0	6.4	0.7	2.1	1.2	10.9	1.8	3.7	9.7			
内閣府（2017）	n=1758	19.6	1.2	2.8	5.1	3.6	22.9	16.5	-	2.6	1.0	5.7	1.4	17.7	-			

※内閣府調査には「インターネットで知った」という回答肢がなく、「回答なし」も計上されていない。

ところで、初めて知ったきっかけ（認知経路）は、年齢による差が大きい。①私的な経路である「家族」「親戚」、②公的な認知経路である「学校の授業」、及び、③啓発媒体（「集会や研究会」と「京都府や市町村の広報誌や冊子等」を合算）をあげた者の割合を、年代別に比較したのが図Q8である。「学校の授業」は年代が高くなるにつれて減少し、とりわけ60歳代より上の世代では顕著に下がる。逆に、「家族・親戚」は年代が高い方が（とくに40歳代以上）多くなる。「学校の授業」と「家族・親戚」の割合が同程度になるのは60歳代である。

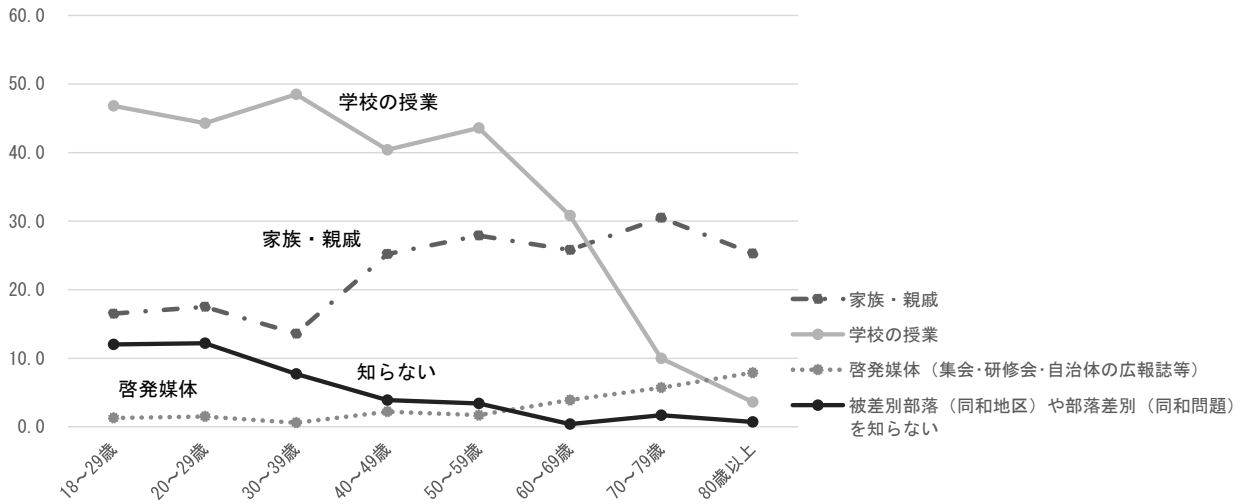
なお、10・20歳代、30歳代では、「被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について、知らない」者が1割を超えて、他の年代より高くなっていることも注意をひく。本調査実施年である2020年の年末を起点とすれば、2002年生まれ（現在18歳）から、1981年生まれ（現在39歳）の年代にあたる。同和対策事業の実施を裏付けてきた一連の特別法（同和対策事業特別措置法～地対財特法）が法期限を迎えた2002年には、0歳～21歳にあたる。とりわけ法期限後は、部落問題（同和問題）に関わる教育・啓発の機会が減少してきたことも、背景にあるかもしれない。

² <https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-jinken/index.html>

³ <http://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

⁴ 但し、内閣府調査は18歳以上を対象とした点は京都府調査と同様であるが、「日本国籍を有する者」に限っており、個別面接聴取法をとった点が異なる。調査対象者は3,000人（有効回答は1,758）。

図Q8 被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけ（年代別）



（2）部落差別（同和問題）の現状認識：問9

問9では、「被差別部落（同和地区）や、被差別部落（同和地区）の人びとについて、現在差別があると思うか」を、5つの場面——「結婚について」「日常の交流や交際」「就職について」「引っ越しや住宅の購入等に際して」「インターネットを介した差別的な情報の拡散」——に関してきいた。回答は、「明らかな差別がある」「どちらかと言えば差別がある」「ほとんど差別はない」「差別はない」「わからない」から1択としているが、ここでは、結果をわかりやすく要約するため、

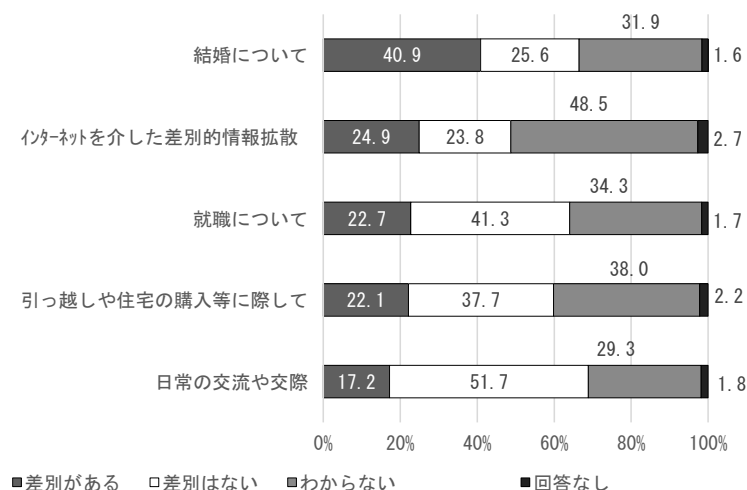
- 「差別がある」（明らかな差別がある＋どちらかと言えば差別がある）
- 「差別はない」（ほとんど差別はない＋差別はない）
- 「わからない」

の3つに集約し、「差別がある」と考える者の割合が多かった順に、上から並べ替えた（図Q9）。

「差別がある」と考える者が最も多いのは、「結婚」で4割台あり、「インターネットを介した差別的な情報の拡散」「就職」「引っ越しや住宅の購入」はいずれも2割台、「日常の交流や交際」が最も低い。一方、「インターネットを介した差別的な情報の拡散」では、「わからない」が半数近くある。

属性別にみると、「わからない」は、インターネットを除く4項目すべてにおいて10～30歳の若い年代層で相対的に高くなっている。また、すべての項目について、啓発との接触度の低い層で「わからない」が多い。

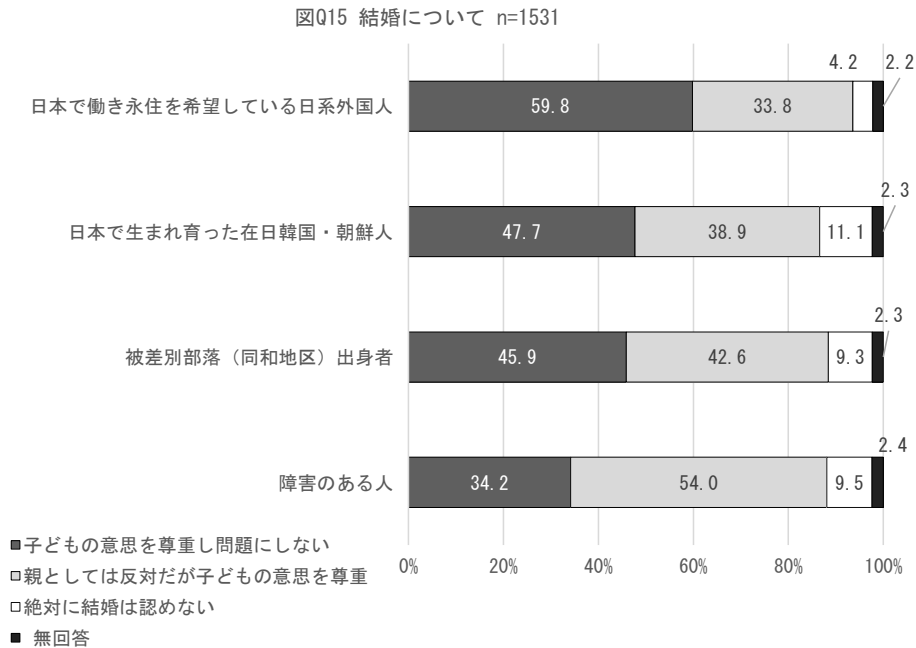
図Q9 部落差別（同和問題）の現状認識



(3) 結婚について：問15

自分に子どもがいると仮定して、子どもの結婚相手が、「被差別部落（同和地区）出身者」「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」「日本で働き、永住を希望している日系外国人」「障害のある人」であった場合、親としてどのような態度をとるか、「子どもの意思を尊重し問題にしない」「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」「絶対に結婚は認めない」から1つを選ぶよう求めた。

図には、「子どもの意思を尊重し問題にしない」割合の多かった順に、結果を示している（図Q15）。



「問題にしない」は「日本で働き、永住を希望している日系外国人」では約6割で最も多く、「在日韓国・朝鮮人」「被差別部落（同和地区）出身者」では45%前後、「障害のある人」が3割台となった。

属性別で見ると、若い年代層の「問題にしない」割合が相対的に高く、これに対して、高い年代層では「親としては反対だが、子どもの意思を尊重する」割合が高くなる。

また、啓発との接触度が高い者、「短大・大学・専門学校で学んだ」者も「問題にしない」割合が高い。

(4) 住宅を選ぶ際の条件：問16

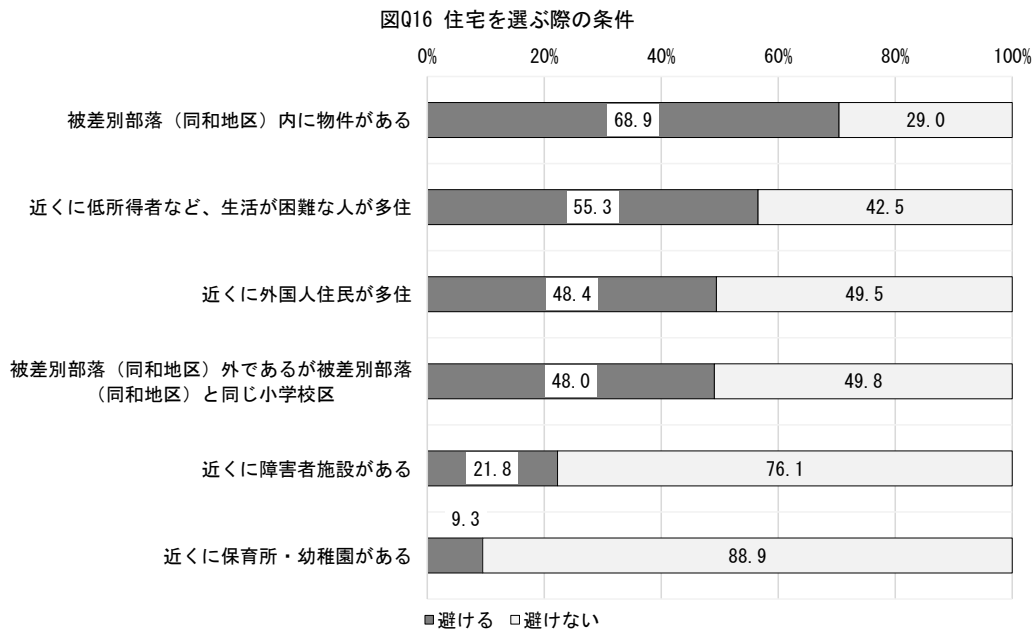
次に、家の購入やマンションの賃貸など住宅を選ぶ場面で、価格等の条件は希望通りだが、次のような条件下にある物件に対してどのような態度をとるかを聞いた。

- 被差別部落（同和地区）内の物件
- 被差別部落（同和地区）の地区外であるが、同じ小学校区の物件
- 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
- 近くに外国人住民が多く住んでいる
- 近くに障害者施設がある
- 近くに保育所・幼稚園がある

回答は、「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」「どちらかと言えば避けないと思う」「避けないと思う」から1択としたが、結果をさらに要約してみるために、

- 「避ける」（避けると思う＋どちらかと言えば避けると思う）
- 「避けない」（どちらかと言えば避けないと思う＋避けないと思う）

の2つに集約し、「避ける」と考える者の割合が多かった順に、上から並べ替えた（図Q16）。



「避ける」が多いものから、「避ける」「避けない」がほぼ同程度になる上位4項目に目を向けると、マイノリティ・生活困難層の居住地域がかたまっている。

さらに属性別にみると、啓発接触度の高い者のほうが、「幼稚園・保育園」以外のすべての項目について、「避けない」が多くなる傾向がある。また「短大・大学・専門学校で学んだ」者の、「被差別部落（同和地区）内」や「同じ小学校区」「近くに外国人住民が多住」物件を「避けない」割合がやや高い。教育・啓発の効果とも考えられる。

(5) 部落差別（同和問題）の「現状認識」と「意識・態度」の“ずれ”

次に、部落差別（同和問題）に関わって「現状認識」と「意識・態度」の“ずれ”について見てみたい。

社会に「部落差別（同和問題）があると思う」（現状認識）ことと、自分自身が部落（同和地区）・部落（同和地区）出身者に対して「忌避意識を持ったり、差別的態度をとる」（意識・態度）こととでは、次元が異なる。本調査では、この両方をきいている。

教育・啓発を通じて部落問題（同和問題）を学び、部落差別（同和問題）の存在を認識することは重要であるから、「差別がある」と認識している者の割合がある程度高かったとしても、それだけが問題ではない。むしろ、社会には差別があると認識していても、「自分は差別をしない」という態度をとる者がどれくらいいるのか（あるいは逆の態度をとる者が、どれほどいるか）を見る必要がある。

本調査では、問9が「現状認識」を問い、問15.1（結婚）と問16.1、16.2（住宅を選ぶ際の条件）が、「意識・態度」を聞く質問となっている。そこで以下では、「現状認識」と「意識・態度」の“ずれ”を見てみる。

①結婚差別

結婚差別を「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に（問9.3）、子どもの結婚相手が部落（同和地区）出身者であった場合、親としての結婚差別に対する態度（問15.1）を集計した。

表 Q9.3（結婚差別があると思うか）× Q15.1子どもの結婚（被差別部落（同和地区）出身者）

Q9.3 結婚		Q15.1子どもの結婚に対する態度 (被差別部落(同和地区)出身者との結婚)				「親としては反対だが」の 捉え方…		
		①子どもの意思を尊重し問題にしない	②親としては反対だが子どもの意思を尊重	③絶対に結婚は認めない	回答なし	①+② 子ども目線 認める	②+③ 親目線 認めたくない	
	差別は「ある」	n=627	39.9%	45.8%	12.8%	1.6%	85.6%	58.5%
	差別は「ない」	n=392	56.9%	37.5%	4.1%	1.5%	94.4%	41.6%
	わからない	n=488	46.5%	42.4%	8.4%	2.7%	88.9%	50.8%
	回答なし	n=24	8.3%	45.8%	20.8%	25.0%	54.2%	66.7%
	総数	n=1531	45.9%	42.6%	9.3%	2.3%	88.4%	51.9%

「差別がある」と認識している者では、「絶対に結婚は認めない」が12.8%あるが、「差別はない」と認識する者では4.1%である。「差別がある」と認識している者のほうが、忌避的・差別的態度をとる回答が多いのは、ある意味では想定が可能である。

一方、差別が「ある」との現状認識を示す者であっても、そのうちの約4割が、自分は差別をしない（「問題にしない」39.9%）と答えており、「絶対に結婚は認めない」の3倍以上あることも注意をひく。

②土地差別

住宅を選ぶ際に部落差別が「ある」と認識しているか、「ない」と認識しているかの別に（問9.4）、被差別部落（同和地区）内の物件や、同じ小学校区の物件を避けるかどうか（Q16.1、Q16.2）を集計した。

被差別部落（同和地区）内の物件の場合、「差別がある」と認識する者では、「避ける」が7割台半ばとなり、高い割合となった（結婚の場合は「差別がある」と認識していても、「絶対に認めない」は1割強であるし、「親としては反対だが…」を加えても6割に満たない）。「人」に対する属人的差別より、「土地」に対する差別のほうが、強く立ち現れているように見える。

さらに、「差別はない」と認識する者でも、「避ける」が6割台半ばとなった。つまり、被差別部落（同和地区）の土地に対しては、差別が「ある」と認識しようが、「ない」と認識しようが（現状認識の如何によらず）、「避ける」が6～7割台にもものぼっている。差別が「ない」と思っていながら「避ける」というのは矛盾であるが、こうしてみると、「土地」に対しては、結婚とは異なる論理が働いているように見える（但し本調査では、なぜ土地を避けるのか、という理由を聞く質問がないので、その理由を探ることは、今後の課題である）。

表 Q9.4（土地差別があると思うか）×Q16.1（被差別部落（同和地区）内の物件を避けると思うか）

		Q16.1被差別部落（同和地区）内の物件		
		「避ける」	「避けない」	回答なし
Q9.4 土地 (引越・ 住宅 購入)	差別は「ある」 n=338	74.9%	23.7%	1.5%
	差別は「ない」 n=578	65.1%	33.9%	1.0%
	わからない n=582	69.4%	28.2%	2.4%
	回答なし n=33	63.6%	12.1%	24.2%
	総数 n=1531	68.8%	29.0%	2.2%

なお、被差別部落（同和地区）外だが同じ小学校区の物件であれば、どのような態度をとるのかについては、下記の表の通りである。差別が「ある」「ない」のいずれと認識している場合も、「避ける」割合は、被差別部落（同和地区）内の物件よりは低い値である。

表 Q9.4（土地差別があると思うか）×Q16.2（被差別部落（同和地区）外・同じ校区内の物件を避けると思うか）

		Q16.2被差別部落（同和地区）外・ 同じ小学校区の物件		
		「避ける」	「避けない」	回答なし
Q9.4 土地 (引越・ 住宅 購入)	差別は「ある」 n=338	55.9%	42.6%	1.5%
	差別は「ない」 n=578	41.7%	56.7%	1.6%
	わからない n=582	49.7%	48.1%	2.2%
	回答なし n=33	45.5%	30.3%	24.2%
	総数 n=1531	47.9%	49.8%	2.3%

(6) “ずれ” と、教育・啓発との関係

ところで、この社会には「差別がある」と現状認識していても、自分は「差別はしない」という意識・態度を表明した者は、現状認識と意識・態度の間に、よい意味での“ずれ”（社会は差別をしても、自分はしない）がある。こうしたよい意味での“ずれ”には、学校での人権問題の学習経験や、啓発との接触経験が、何かしらの影響をあたえているのであろうか。

このことを検討するために、この“ずれ”と、学校における人権問題の学習経験、啓発との接触度の関係をみたい。

①結婚差別

「結婚差別がある」（現状認識）と考えているが、子どもの部落（同和地区）出身者との結婚を「問題にしない」（意識・態度）者は、その他の組み合わせと比べて、教育・啓発経験に関して、どのような違いがあるだろうか。

学校での学習経験については、「差別ある→問題にしない」者は、「差別ある→親として反対だが子どもの意思尊重」と比べ、小学校から短大・大学・専門学校での学習経験を持つ割合が高い。また「差別ない→問題にしない」と比べると、短大・大学・専門学校での学習経験を持つ割合が高い（いずれも10%程度かそれ以上の差に注目して表にはアミをかけている）。

啓発との接触度については、「差別ある→問題にしない」者は、その他と比べて、啓発接触度中～高群が多い。

結婚差別についての現状認識(Q9.3)―自分の意識・態度(Q15.1)の組合せ × 学校での学習経験(Q21)

		小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校・高等専修学校で学んだ	短大・大学・専門学校(以上も含む)で学んだ	学校で学んだ経験はない	はっきりと覚えていない	回答なし
差別ある→問題にしない	n=250	57.2%	51.6%	38.4%	20.4%	6.0%	19.2%	0.4%
差別ある→親として反対だが子どもの意思尊重	n=287	41.8%	40.4%	23.0%	7.3%	9.1%	27.9%	1.7%
差別ある→絶対に認めない	n=80	47.5%	50.0%	28.8%	7.5%	3.8%	22.5%	1.3%

		小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校・高等専修学校で学んだ	短大・大学・専門学校(以上も含む)で学んだ	学校で学んだ経験はない	はっきりと覚えていない	回答なし
差別ある→問題にしない	n=250	57.2%	51.6%	38.4%	20.4%	6.0%	19.2%	0.4%
差別ない→問題にしない	n=223	48.9%	48.0%	30.5%	10.8%	7.6%	22.4%	1.8%

		小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校・高等専修学校で学んだ	短大・大学・専門学校(以上も含む)で学んだ	学校で学んだ経験はない	はっきりと覚えていない	回答なし
わからない→問題にしない	n=227	59.5%	53.3%	29.1%	11.5%	4.0%	26.4%	2.6%
わからない→親として反対だが子どもの意思尊重	n=207	34.8%	36.2%	24.6%	4.8%	11.6%	35.3%	2.9%
わからない→絶対に認めない	n=41	34.1%	34.1%	14.6%	7.3%	12.2%	34.1%	4.9%

結婚差別についての現状認識(Q9.3)―自分の意識・態度(Q15.1)の組合せ × 啓発接触度(Q22)

		接触なし	低群(1)	中群(2)	高群(3~5)
差別ある→問題にしない	n=250	63.6%	14.8%	10.8%	10.8%
差別ある→親として反対だが子どもの意思尊重	n=287	75.3%	16.7%	3.1%	4.9%
差別ある→絶対に認めない	n=80	92.5%	6.3%	0.0%	1.3%

		接触なし	低群(1)	中群(2)	高群(3~5)
差別ある→問題にしない	n=250	63.6%	14.8%	10.8%	10.8%
差別ない→問題にしない	n=223	67.7%	19.7%	5.8%	6.7%

②土地差別

「土地差別がある」（現状認識）と考えているが、被差別部落（同和地区）にある物件を「避けない」（意識・態度）者は、その他の組み合わせの者と比べて、学校での学習経験、啓発との接触度において、どのような違いがあるかを見たのが次の表である。

学校での学習経験については、「差別ある→避けない」者より、「差別ある→避ける」のほうが、短大・大学・専門学校での学習経験を持つ割合が高い。予想外の驚くべき結果である。

啓発との接触度についても、「差別ある→避けない」者は、「差別ある→避ける」と比べ、啓発との「接触なし」の割合が高い。これも予想外とってよい。

土地差別についての現状認識(Q9.4)―自分の意識・態度(Q16.1)の組み合わせ × 学校での学習経験(Q21)

		小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校・高等専修学校で学んだ	短大・大学・専門学校(以上も含む)で学んだ	学校で学んだ経験はない	はっきりと覚えていない	回答なし
差別ある→避けない	n=253	51.0%	45.5%	30.0%	11.9%	7.5%	22.5%	1.6%
差別ある→避ける	n=80	56.3%	48.8%	33.8%	25.0%	7.5%	16.3%	0.0%

		小学校で学んだ	中学校で学んだ	高校・高等専修学校で学んだ	短大・大学・専門学校(以上も含む)で学んだ	学校で学んだ経験はない	はっきりと覚えていない	回答なし
差別ある→避けない	n=253	51.0%	45.5%	30.0%	11.9%	7.5%	22.5%	1.6%
差別ない→避けない	n=376	44.7%	40.2%	23.7%	6.9%	6.1%	31.9%	1.1%

土地差別についての現状認識(Q9.4)―自分の意識・態度(Q16.1)の組合せ × 啓発接触度(Q22)

		接触なし	低群(1)	中群(2)	高群(3~5)
差別ある→避けない	n=253	74.7%	15.4%	5.5%	4.3%
差別ある→避ける	n=80	55.0%	21.3%	11.3%	12.5%

		接触なし	低群(1)	中群(2)	高群(3~5)
差別ある→避けない	n=253	74.7%	15.4%	5.5%	4.3%
差別ない→避けない	n=376	77.4%	14.1%	3.5%	5.1%

つまり、結婚に関しては、「差別がある」と現状認識していても、自分は「差別しない」（問題にしない）者は、教育・啓発を通じた学習経験からの影響を与えている可能性があるのに対し、土地差別に関しては、教育・啓発の積極的な影響がみてとれない。

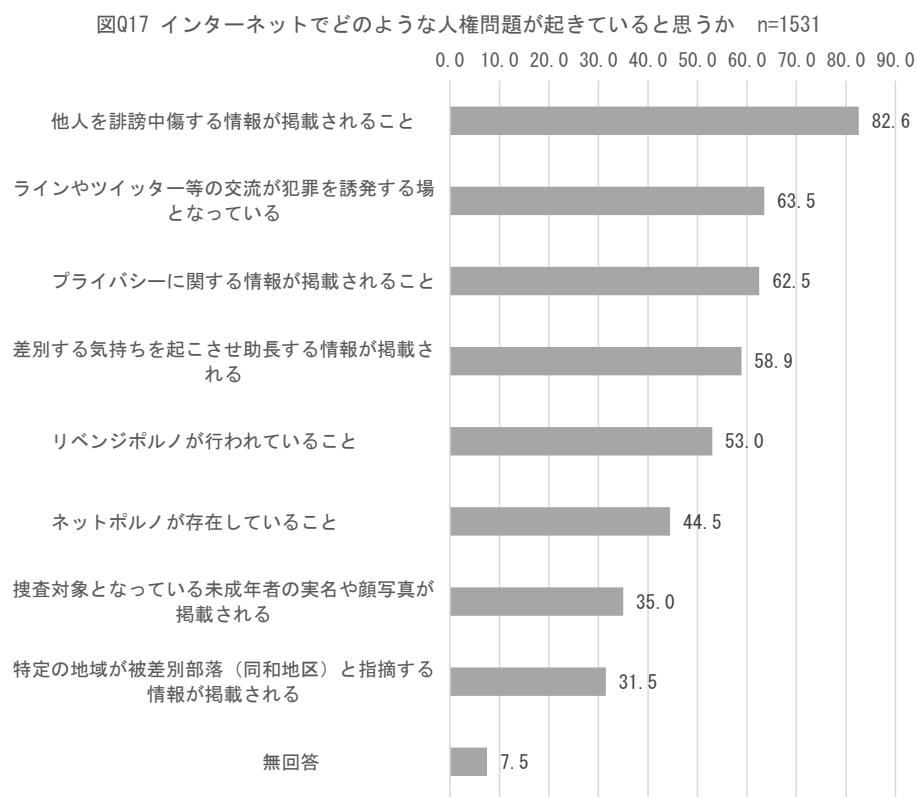
ここからも、土地差別には、結婚差別とは異なる何らかの論理が働いているように見える。

6. インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について、どのような問題が起きていると思うかを複数回答方式で聞き、選択した者の割合が多かった順に並べ替えて図に示してみると、「他人を誹謗中傷する情報の掲載」が最も多く8割を超えた。

なお、「差別する気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」は6割弱あるのに、その具体事例としてあがっている「特定の地域が被差別部落であると指摘する情報が掲載されること」については、3割にとどまっている。差別を助長・誘発する情報の掲載には、総論として反対していても、具体的な事例ごとに、かなり考え方が異なるのかもしれない。

なお、属性別では、女性、若い年代層、学校において人権問題の学習経験のある者などが、いろいろな項目を多くあげている。



7. 新型コロナウイルス感染症

(1) 新しい生活様式による心理的ストレス：問19

質問順が前後するが、問19では、感染の拡大防止のための外出自粛などによって、どの程度心理的なストレスを抱えているのかをみるため、「外出の機会が減ったことにストレスを感じる」「友人・知人との付き合いが減り孤立感を感じる」「同居家族との関係にストレスを感じる」という意見に対して、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」「あまりそう思わない」「そうは思わない」から1つを選ぶよう求めた（同居家族とのストレスを聞く項目には、「該当しない」も選択肢に加えた）。

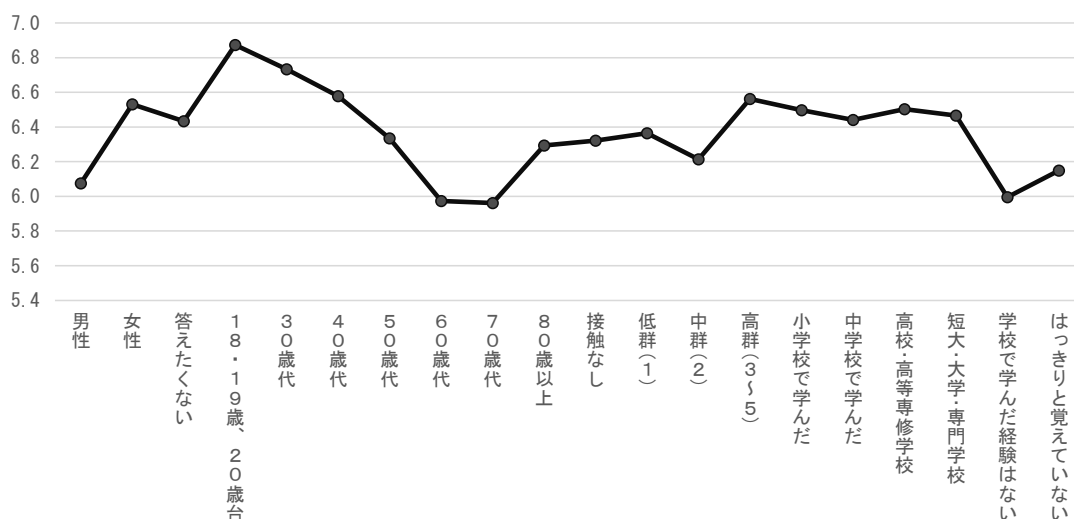
すると、「外出」「友人・知人との付き合い」が減ったことへのストレスは、男性より女性、若い年代層のほうに強く現れていた。

さらに、3つの問いに対する回答を合成して、「COVID心理ストレス・スコア」を算出することにした。

具体的には、3つの意見に対する回答に、「そう思う」～「そうは思わない」に高（4点）～低（1点）となるよう得点を与え（「回答なし」と「非該当」は、中間となる2.5点）、これを回答者ごとに合計した。図Q19は、属性別にその平均点を比較したものである。男性より女性、若い年代層、啓発との接触度「高群」や、学校で人権問題学習の経験がある者が、相対的に高いストレスを感じていることがわかる。

また、スコアは3点～12点までの間に散らばったので、得点の低い者から、高い者まで、全回答者の約1/4ずつが含まれるようランク分けし、「COVID心理ストレス・ランク」とした（低群、中・低群、中・高群、高群に分かれる）。これは、次項の問18の分析で使用する。

図Q19 COVID心理ストレス・スコアの属性別平均



(2) 新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害に対する認識：問18

問18では、新型コロナウイルス感染症に関わる7つの意見をあげ、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」「あまりそう思わない」「そうは思わない」から一つ選ぶよう求めた。回答を要約的にみるために、賛成（そう思う＋どちらかと言えばそう思う）、反対（あまりそう思わない＋そうは思わない）にまとめて示したのが、表Q18である。

表Q18 コロナウイルス感染症に関わる人権侵害に対する認識 n=1531

	賛成	反対
1. 特定の国の出身者との接触は避けたい	31.2%	66.3%
2. 医療従事者との接触は避けたい	8.0%	89.7%
3. 一度感染した人や家族とは回復しても付き合いたくない	6.6%	91.2%
4. 若者世代が感染を広げないよう責任のある行動をすべき	77.2%	20.6%
5. マスクをつけていない人はモラルが低い	78.9%	19.0%
6. ネット上の情報は、うのみにはできない	87.9%	8.7%
7. ウイルス拡散防止に役立つなら自己的人権を犠牲にしても構わない	33.9%	62.2%

1～3は、「特定の国の出身者」「医療従事者」「感染して回復した人」に対して忌避意識があるかを聞いているが、いずれも“反対”が“賛成”をかなり上まわってはいる。但し、「特定の国の出身者」については“賛成”も3割あり、外国人に対する忌避意識が相対的に高いことがわかる。

また、「ウイルス拡散防止に役立つなら自己的人権を犠牲にしてもかまわない」では、“反対”が6割を超え、“賛成”の倍近くあることが注意をひく。

【因子分析】

ところで、コロナウイルス感染症に関わる7つの意見に対する回答の背景には、何か「共通する因子」があるかもしれないと考え、回答（複数の変数）の背景にある、いくつかの共通因子を探り出す手法である「因子分析」を行ってみることにした（その際、「そう思う」＝4点、「どちらかと言えばそう思う」＝3点、「あまりそう思わない」＝2点、「そうは思わない」＝1点というスコアを与え、「回答なし」は除外した）。

その結果、意味のある因子（初期の固有値1以上）が2つ抽出されたが、2つの因子の両方に同程度の負荷量を示してしまった項目があったので（6と7）、これらを除外し、1、2、3、4、5のみを投入して再度因子分析を行ったところ、下記の通り、意味のある2つの因子が抽出された。

第一因子は2、3、1の因子負荷量が高く、第二因子では5、4が高い。そこで、それぞれの質問群の共通性に注目し、以下のように名付けた。

第一因子＝感染回避因子（感染した人や、感染の可能性が高いとみなした人を忌避する）

第二因子＝他者帰責因子（若者や、マスクをしていない人の責任を問う）

表 Q18 因子分析の結果(回転後の因子行列)

	因子	
	1	2
Q18.2日常生活において医療従事者との接触は避けたい	0.847	0.023
Q18.3一度感染した人やその家族とはたとえ回復しても付き合いたくない	0.685	0.088
Q18.1日常生活において特定の国の出身者との接触は避けたい	0.531	0.284
Q18.5マスクをつけていない人はモラルが低い	0.089	0.691
Q18.4若者世代が感染を広げないようもっと責任のある行動をすべきだ	0.109	0.652

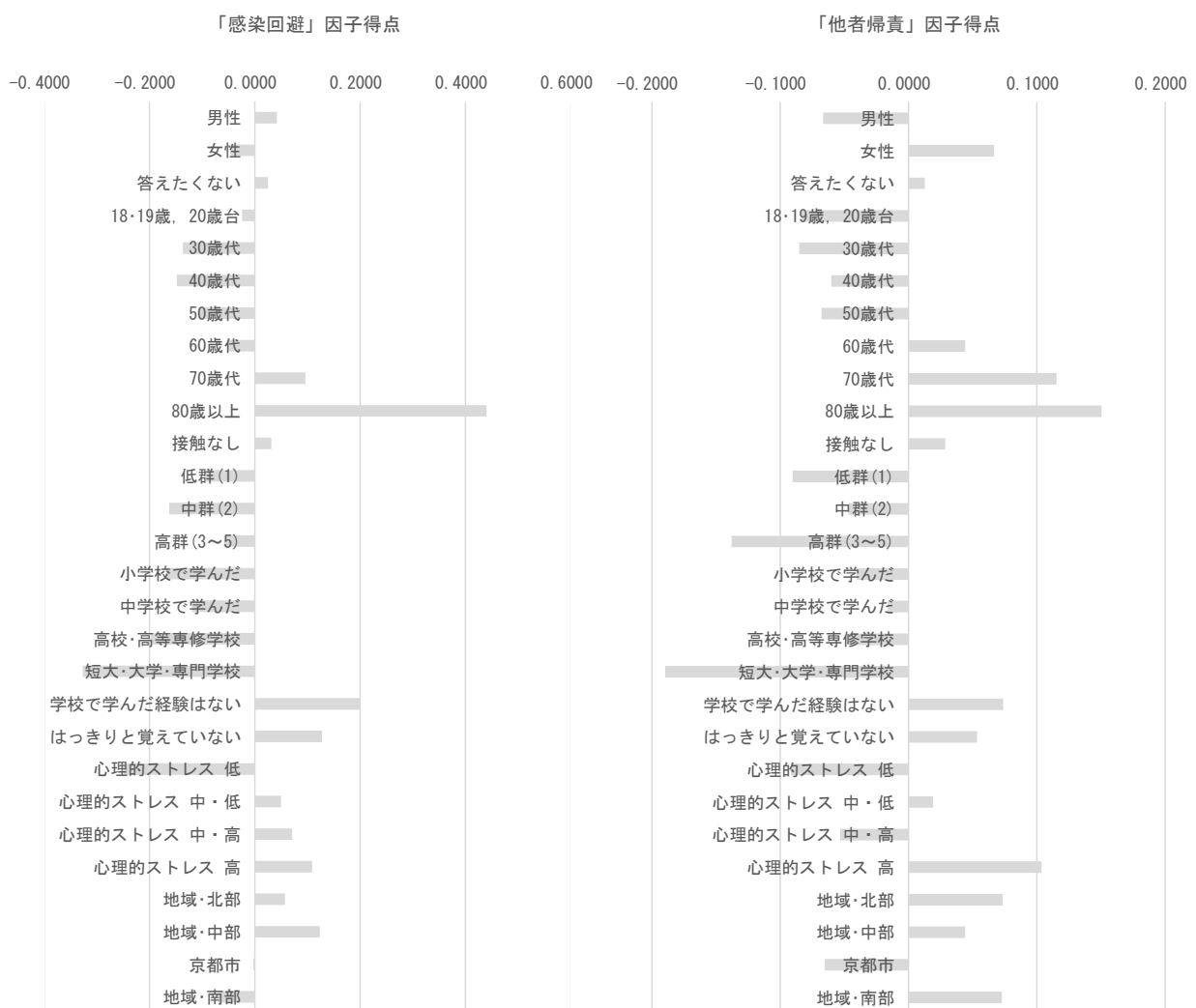
因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

a. 3回の反復で回転が収束しました。

KMO標本妥当性の測定 0.649

さらに、これらの2因子が、性別や年齢、啓発との接触度、学校での人権問題学習経験、COVIDによる心理ストレス（Q19）、および回答者の居住地とどのような関係にあるのかをみるため、これらの属性別に因子得点を見ることにした。因子得点は、平均が0になるように標準化されていて、属性別に得点の大きさを見ることで、傾向を読み取ることができる。なお、「そう思う」～「そうは思わない」に高（4点）～低（1点）となるようスコアを与えていたので、図を見る場合、プラスの値をとる（右側に棒が伸びている）ほうが、「感染回避」や「他者帰責」志向性が強いことになる。

下図を見ると、「70歳代・80歳以上」の高い年齢層や、COVIDによる心理ストレスの「高群」において、「感染回避」や「他者帰責」志向性が強く現れている。また啓発との接触がある者、学校での学習経験がある者には、これらに反対する志向性がみられることから、直接コロナウイルス感染症に関わるテーマに触れていなかったとしても、教育・啓発を通じて人権を学習することは、パンデミック下での、偏見や差別に向き合う態度にも、一定の効果を有していると考えられる。なお、回答者の居住地別では、「感染回避」志向性は、北部・中部でより強く現れて、「他者帰責」志向性は、これらに加えて南部でも強い。都市部ではないところで、より感染に対して敏感になるからであろうか。



(3) 感染者を特定しようとする行為についての考え：問20

実社会やネット上で、感染者を特定しようとする行為が行われていることについてどう思うか、複数回答で聞いたところ、「許されない行為であるばかりでなく、感染拡大防止の取組に支障が生じる行為であると思った」(46.6%)、「自分に身近な地域などで感染が判明した場合であれば、やむを得ないと思った」(26.1%)に回答が集中し、その他の選択肢は1割程度かそれ以下となった。

興味深いのは、年齢による回答傾向がはっきりしており、「許されない…」は若い年齢層に明らかに多いが、「やむを得ない…」や「特に問題視するようなことではない」は高い年齢層にやや多くなる。また、地域別では、京都市・南部に「許されない…」がやや多くなった。

前問と併せてみると、コロナウイルス感染症に関わっては、年齢による差がかなり明確に表れる。

8. おわりに

本章の第一の焦点は、「人権三法」に関わる領域の府民意識である。

三法の「名称だけでも知っている」割合は、「ヘイトスピーチ解消法」6割弱、「部落差別解消法」5割、「障害者差別解消法」4割台半ばとなったが、「少なくとも内容の一部を知っている」まで絞り込むと、どの法も2割前後にとどまる。

これらの法の周知は極めて重要である。というのも、内容はもちろん、立法の背景を知ることが、今日わたしたちが向き合わねばならない重要な課題を理解することにつながるからである。

3法のうち、障害者差別解消法はやや成り立ちの経緯が異なるが(前述の通り、日本が国連の障害者権利条約の締約国となるにあたって、国内法を条約の求める水準とするために立法された)、他の2法は、立法・施行とも2016年であった。それは、ともかくも立法が急がれる社会状況(立法事実)——ヘイトスピーチの大規模化・深刻化、そして、部落差別(同和問題)を助長・誘発する情報(部落(同和地区)の所在地や、個人のルーツをアウティングする)のネット上での拡散——があったからである。

ヘイトスピーチや、差別を助長・誘発する情報のネットでの拡散といった現象は、私たちがこれから取り組まねばならない教育・啓発・研修、人権政策の立案・実施に、新たな課題をつきつけることになった。というのも、私たちが解消に向けて取り組んでいくべき「差別」というものが、これまでとは異なる位相を持つようになったからである。一般に「差別」とは、属性を理由に異なる取り扱いをすることや、差別・排除によって生み出された格差の問題などとして理解され、これまでも、機会均等の徹底や社会的権利の保障など、マイノリティに対する権利保障を確実にすることによって、是正することを目指してきた。しかし今日、「ことば」(文字、画像も含め)によって憎悪のイメージを作り出し、差別を扇動、助長・誘発し、マイノリティに対する敵対的な社会環境を生み出し強化することが、新たな差別として深刻な問題となっている。それは、マイノリティ当事者の現状の如何に関わりなく、一方的に「差別(ヘイトスピーチを)する側」によって行われる行為である。また、本調査でも、ヘイトスピーチを「表現の自由」と捉える層が一定存在したように、マイノリティに被害を与えていながら、あたかもそれが、ヘイトスピーチをする側の権利問題であるかのように転化されてしまうという特徴を持つ。

ところで「障害者差別解消法」の成立の経緯は、他の2法と異なると述べたが、そのことは決して、障害者に対する差別が、上述の2法に関わる状況と異なるということの意味しない。それどころか、津久井やまゆり園における事件から、ヘイトは命を奪うクライムに至ることを私たちの社会は重く受け止めることとなった。「人権三法」の施行は、「ヘイト」という、人権教育や人権政策にとっての重大な課題を提起している。

また、部落差別解消推進法の第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と記されたとおり、上記のような差別表現においては、インターネット、とりわけソーシャルメディアが新たなプラットフォームとして利用されている。インターネットには、「匿名性」や、いったんアップされた情報の「巡回性」「永続性」（コピーなどによって、いつまでもネット空間に残る）、「再現性」（削除されてもデータさえあれば同じことが繰り返される）などの特徴がある。また、インタラクティブなプラットフォームであるソーシャルメディアが使われることによって、人びとをそこに「参加させ」、加害に巻き込んでいくことも特徴である（投稿を見た者が、それを「いいね」と評価したり、リツイートしたり、さらに情報を書き込むことなどができるなど）。本調査における「インターネットによる人権侵害」への府民の関心は非常に高い（85.9%）。インターネットをテーマにした人権教育を媒介に、新たな差別を取り上げていくことも可能であろう。

もちろん、差別は言葉やヘイト表現によるものだけではなく、これまで同様、いや、それ以上に、機会均等や格差の是正といった問題へのアプローチの手も緩めることはできない。障害者権利条約の批准、「障害者差別解消法」の立法によって、行政機関と民間企業等の事業者に対し、「障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務（行政機関は法的義務であり、民間事業者は努力義務）」が課された。合理的配慮とは、障害のある人が平等に人権を享受し、本来の能力を發揮することができるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難さを取り除く、機会均等のための重要な実践である。

* *

ところで、上記に「差別」というものが持つようになった、新たな特徴について記したが、ここで、現代社会における部落差別（同和問題）の変容についてもまとめてふれておきたい。部落差別（同和問題）とは、封建時代に被差別身分に置かれていた人びとに対する差別に由来する。それは被差別身分に置かれていた「人」に対する差別であると同時に、その人びとが集落を形成していた「コミュニティ」（地域）に対しても、差別のまなざしは一体的に向けられていた。だが、近代化や都市化、さらには同和対策事業の実施などを背景に、人口の移動は部落においても当然に起こる。こうした変化の中で、「人」（系譜）に対する意識と、「土地」に対する意識の間には、異なりが生じているように見える。

本調査の結果においても、部落（同和地区）出身者との「結婚」と、部落（同和地区）の「土地」に対する意識には、かなり差がある。もちろん、2つの質問の形式が異なるから、単純な数値の比較だけから断言することはできないが、「土地」差別のほうが、「人」（結婚）に対する差別よりも、より強く立ち現れている。また、世の中には部落（同和地区）の「土地」に対する差別が「ある」と思っている人も「ない」と思っている人も、6割前後が、部落（同和地区）にある物件を「避ける」と答えていることも注意をひいた（差別が「ない」と思っているなら「避ける」必要はないはずだ）。今日の部落差別（同和問題）においては、「人」と「土地」に対する忌避意識には、何か異なる論理が働いているように見える。

本調査では、部落（同和地区）の土地を忌避する理由を特に聞く質問がなく、なぜ「土地」に対する忌避意識がより強く現れるのか、調査結果からは説明できないが、他都市の調査結果を参照すると若干のヒントもある。例えば近畿のある政令市が実施した人権意識調査（2015）では、同和地区や同じ小学校区にある不動産物件を「避ける」と回答した者に対して、その理由を複数回答方式で聞いているが、偏見（部落（同和地区）に対する否定的イメージ）や、世間同調的態度（「周りからそう言われたから」）による者ばかりでなく、そこに住めば「自分も出身者と思われるから」（いわゆる「みなされる差別」）という理由をあげた者が、「避ける」と答えた者の1/3を占めた。先述の通り、「人」と「土地」の在処は必ずしも一致なくなり、かつ身元調査が重大な人権侵害であるという社会的合意のある現代社会において、それでも「部落（同和地区）を忌避したい」と考える者は、「地名」（部落（同和地区）の所在地情報）を判断基準にしようとする。そのことが今度は「みなされる差別」を避けようとする態度を生んでいるのではないか。また、自由回答欄には「資産としての評価が低い」といった記載も一定まとまっていたことも注意をひいた。そこには、市場に部落差別（同和問題）が組み込まれた状況（忌避されることによって、部落（同和地区）の土地が安価に取引される）がみてとれる。

いずれにせよ、そこに住めば「自分も出身者と思われるから」とか、「資産価値が低い」といった理由は、封建時代とは何の関わりもない、現代社会が作り出した現象である。差別を再生産する過程で作り変えているのは誰なのか、と考えると、それはあくまで「する側」の問題となる。このことは「ヘイトスピーチ」でも同様である。「ことば」によってマイノリティに対する憎悪のイメージを作り出すのは、「する側」の一方的な行為であるからだ。このことを人権教育や人権政策の推進の中で、意識していかなければなるまい。